

愛荘町立秦荘東小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

令和7年4月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。このため、社会全体でいじめを許さない、子どもが安心して生活できる環境づくりに努める必要がある。

いじめを防止するには、学校関係者全員が子どものいじめに関する課題を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

愛荘町立秦荘東小学校では、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、滋賀県・愛荘町・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「愛荘町立秦荘東小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

1 いじめの定義

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する

（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

上記の考えのもと、すべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、学校基本方針を定める。

2 いじめの防止等に関する基本理念

- （1）いじめはどの集団でも、どの学校でも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であることをふまえ、いじめ防止等の対策を進めなくてはならない。
- （2）いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、

学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- (3) すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

- (4) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

この基本理念の下、かけがえのない存在である児童一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいくこととする。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) 子どもを語る会

全職員が生徒指導上支援が必要な児童の実態を掴み、同一步調で対応できるよう共通理解を図る。

- (2) いじめ防止対策委員会

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「いじめ防止対策委員会（以下「組織」という）を設置する。

組織の構成委員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・特別支援コーディネーター・学年部代表・養護教諭・心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者とする。

組織では相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談、調査等を実施し、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

4 いじめ防止に向けた方針

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むためいじめ防止のための取り組みを発達段階に応じて自らが実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明しいじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組

む。

子どもとして

- (1) 自己の夢を実現するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対して思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがある（思われる）と認知したときは、当事者に声をかけるなど、周囲の大人などに積極的に相談する。

5 いじめの未然防止（いじめ防止の土壌づくり）

(1) 人権・同和教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権・同和教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 児童の心根が揺さぶられる教材や資料にであわせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等にふれることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(3) 体験教育の充実

- ・ 児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・ 環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会や社会体験を取り入れる。
- ・ 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- ・ 授業参観や保護者研修会の開催、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・ P T Aの会議や保護者懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。（年1回インターネット安全教室）

6 いじめの早期発見

（1）日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- ・ささいな変化でもすべての教職員が情報を共有する。

（観察の視点）

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係、学級の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

（学校におけるいじめのサインの例）

- ・急な体調不良
- ・遅刻や早退の増加
- ・授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
- ・学用品、教科書、体育着等の紛失
- ・学用品の破損、落書き
- ・授業への遅れ
- ・保健室への来室の増加
- ・日ごろ交流のない児童との行動
- ・発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- ・図画工作科や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
- ・業間や休み時間の単独行動
- ・特定児童の発言へのどよめきや目配せ
- ・特定児童からの忌避・逃避 等

（2）日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日ごろから連絡を密にすることで、信頼関係を構築する。（タブレットでの心の観察）
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

（3）教育相談の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成するために日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日ごろから気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

- ・毎月第3火曜日に保護者向けの教育相談の日を設ける。
- (4) いじめ実態調査アンケート
 - ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて随時実施する。少なくとも学期に1回以上実施する。
- (5) 学校相互間の連携
 - ・中学校や幼稚園、保育園と情報交換や交流活動を行う。

7 いじめの早期対応

- (1) 正確な実態把握
 - ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。
 - ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- (2) 指導体制、方針決定
 - ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
 - ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をし、組織で対応する。
 - ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 児童への指導・支援
 - ・いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み、思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- (4) 保護者との連携
 - ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
 - ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- (5) いじめ発生後の対応
 - ・いじめは、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、概ね次の2つの要件が満たされるところまで対処していく必要がある。
 1. いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。
 2. いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害者児童本人および保護者に対し、面談等により確認できている。
 - ・継続的に指導、支援を行う。
 - ・スクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
 - ・心の教育の充実を図り、だれもが大切にされる学級運営を行う。

8 ネット上のいじめへの対応

- (1) 啓発・研修
 - ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、指導にいかす。
 - ・ネットいじめの予防を図るため、学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

(2) 早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・日ごろより情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

(3) 関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める
- ・警察への相談、通報やプロバイダーと連携して対応し、指導にあたる。

9 重大事態への対処

重大事態の定義

- ・児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
(いじめ防止対策推進法 28 条－1)
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(いじめ防止対策推進法 28 条－2)

- (1) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- (2) 事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) いじめを受けた児童やその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (4) 町教育委員会への報告を行う。
- (5) 調査結果をふまえた必要措置を行う。

10 PTA及び関係機関等との連携

- (1) 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談、通報を行い、適切に援助を求める。
- (2) 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- (3) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

11 その他

- (1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出
 - ・教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
 - ・一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。
 - ・取りだし指導時の代替指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。

(2) 担任力の向上

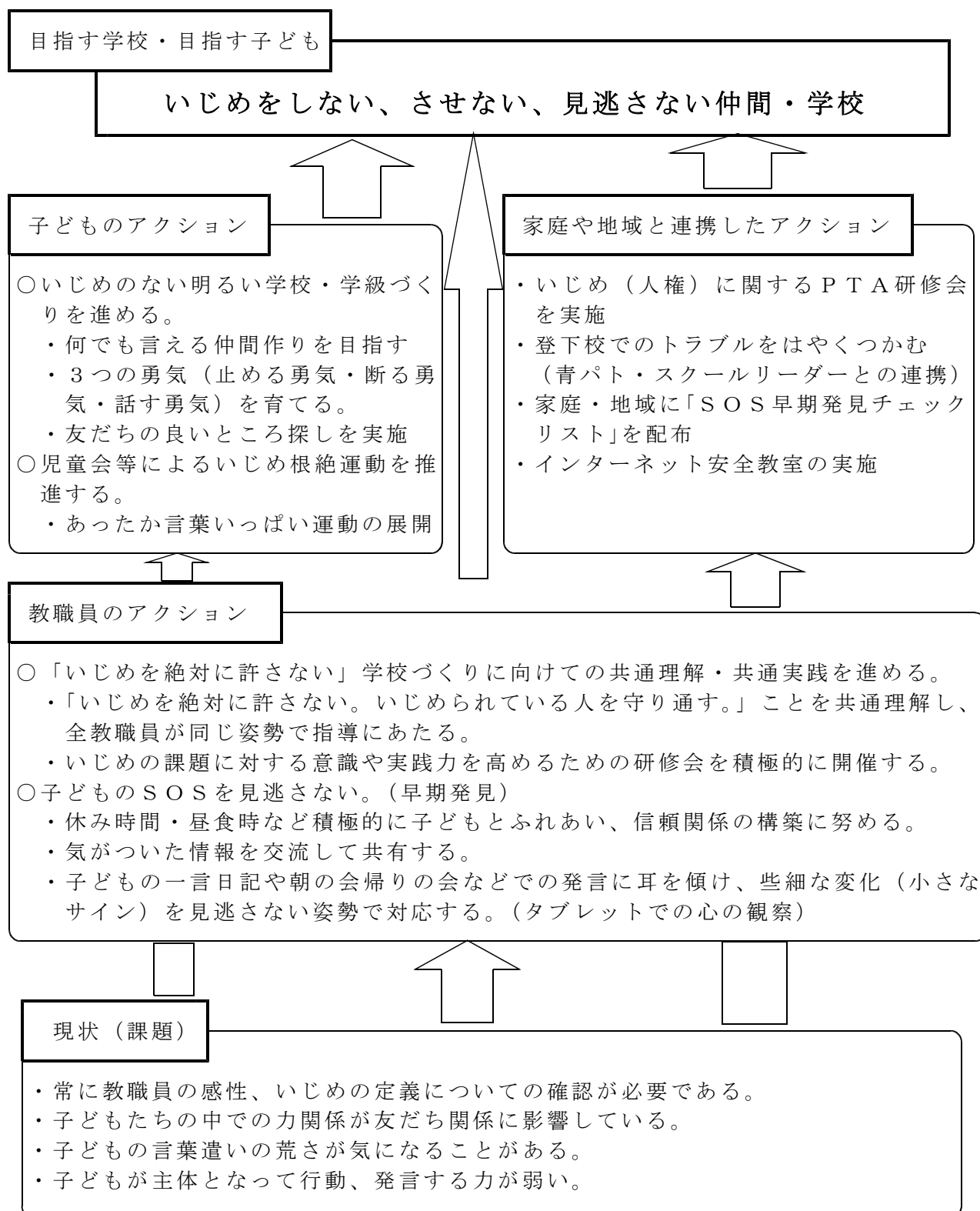
- ・「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- ・めあてと付けたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
- ・児童が自分自身をふり返り、より良い自分をめざせる力を育む生徒指導に努める。
- ・日々の実践を謙虚にふり返り、常に改善を図る。

わが校のストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

愛荘町立秦荘東小学校

～ 人を大切にする力 自分の考えをもつ力 自分を表現する力 チャレンジする力 ～



年間計画

月	取組等	教職員の研修等
4	仲間づくりの取組 教育相談の日 子どもの様子の観察	取組方針の共通理解 子どもの情報交換
5	教育相談の日	人権・同和研修に参加 子どもを語る会①
6	学校生活アンケート調査① アンケートに基づく教育相談 情報モラル教育週間 人権集会① 教育相談の日	民生委員さんとの懇談会
7	保護者アンケート【1回目】 インターネット安全教室 教育相談の日	人権・同和研修に参加
8		いじめに関する校内研修 人権・同和教育研修 生徒指導事例検討会
9	道徳授業公開 仲間づくりの取組 教育相談の日	
10	学校生活アンケート調査② 教育相談の日	
11	アンケートに基づく教育相談 情報モラル教育週間 教育相談の日	
12	人権週間の取組 人権集会② 仲間づくりの取組 インターネット安全教室 教育相談の日	取組の見直し
1	教育相談の日	
2	学校生活アンケート調査③ アンケートに基づく教育相談 保護者アンケート【2回目】 人権集会③ 教育相談の日	子どもを語る会②
3	インターネット安全教室 教育相談の日	取組のまとめ